

意見書案第 5 号

令和 2 年 6 月 2 9 日提出

文教消防委員会

委員長 角 田 敏 郎

令和 2 年 7 月 2 日 原案可決

給付型奨学金の給付対象及び給付額の拡充を求める意見書について

給付型奨学金の給付対象及び給付額の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

記

給付型奨学金の給付対象及び給付額の拡充を求める意見書

我が国における家計負担に占める教育費の割合は国際的に見ても高く、経済状況が困難な家庭ほど大学等への進学率は低くなっている。そのような中、家庭収入の減少や、大学等へ授業料が高止まりしていることを背景に奨学金の重要度がより一層高まっている。

国は平成 2 9 年度から、住民税非課税世帯に対して意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない給付型奨学金制度を日本学生支援機構を通じて実施し、加えて、令和 2 年度から、住民税非課税に準ずる世帯の学生にも給付対象を拡大している。

しかしながら、希望する全ての学生がひとしく学業に専念するためには、給付対象の拡大は十分なものとは言えず、さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態措置により、不要不急の外出や移動の自粛、繁華街の接客を伴う飲食店の利用自粛に対する協力要請やイベントなどの開催自粛要請がなされたことから、学生やその保護者の中には収入が激減し、学業を継続することが困難と感じている者が少なくない。

よって、国においては、意欲と能力のある若者が経済状況にかかわらず大学等に進学及び就学の継続ができる環境整備のため、給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

文 部 科 学 大 臣